

岩手県告示第 430 号

県議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例第 5 条の 2 第 1 項又は第 5 条の 3 第 1 項の規定による年金たる補償又は休業補償に係る補償基礎額の最低限度額及び最高限度額（平成 7 年岩手県告示第 435 号）の一部を次のように改正し、年金たる補償又は休業補償のうち平成 20 年 6 月 1 日以後の期間について支給すべきものについて適用する。

平成 20 年 5 月 30 日

岩手県知事 達 増 拓 也

表最低限度額の項及び最高限度額の項を次のように改める。

最低限度額	4,414 円	4,967 円	5,827 円	6,500 円	7,006 円	7,273 円	7,035 円	6,569 円	5,912 円	4,550 円	4,090 円	4,090 円
最高限度額	13,511 円	13,511 円	13,721 円	16,392 円	20,072 円	22,646 円	24,157 円	24,380 円	23,892 円	21,110 円	14,353 円	13,511 円